

西 福 第 3 8 5 号
令和 3 年 7 月 1 9 日

自治会・町内会長 各位
管理組合理事長 各位

西区福祉保健課長

「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」による
民生委員・児童委員の訪問について（お知らせ）

盛夏の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より西区民生委員・児童委員活動に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、横浜市ではひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる地域づくりを目指して、「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を平成 24 年度より実施しています。

この度、民生委員・児童委員が担当している地域の対象者の訪問等を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、訪問等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問せずお電話や家の御様子の確認等で代えさせていただく場合がありますので、御了承ください。

1 訪問対象者

住民票上の情報で

- (1) 75 歳以上でひとり暮らしの方
- (2) 75 歳以上の方のみでお住いのご家庭

※なお、下記に該当がある方などは訪問の対象外となる場合があります。

- ・民生委員とすでに顔見知りの方
- ・地域ケアプラザや区役所と関わりのある方
- ・昨年度以前に御訪問等させていただいたことのある方

2 訪問する人

地域を担当する民生委員・児童委員

（地域ケアプラザや西区役所の職員が訪問することもあります）

3 訪問する時期

8 月中旬から 9 月中旬

4 その他

担当する地域の民生委員が不在の場合は近隣の地域の民生委員が訪問することがあります。また、御状況を確認することができなかった訪問対象者については、区役所からお手紙で状況を確認します。

担当：西区福祉保健課 角田、森山
電話：320-8436
FAX：324-3703

横浜市「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」とは…

民生委員、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、区役所の連携・協力のもと、高齢者の日常の相談や地域への見守り活動を行い、安心して生活できる地域づくりを目的とした事業です。

具体的には、75歳以上の方のみでお住まいのご家庭を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いしています。

民生委員や地域ケアプラザの職員には、法律で守秘義務が課せられていますので、個人情報をお口外することはありません。

介護保険サービスの利用方法など個人的な御相談がある場合には、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。